様式７　役員等変更届（１部提出）

|  |
| --- |
| 文　書　番　号  令和　　年　　月　　日  　群馬県知事　　○ ○ ○ ○　　様  　　 学校法人所在地    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理　　事　　長  役員等変更届  　　このたび、　　　　　学園の役員等（理事長・代表業務執行理事・理事・監事・評議員）を下記のとおり変更しましたので、私立学校法施行令第６条第２項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。  　添付書類  　（１）役員等新旧対照表　※１  　（２）役員等就任承諾書（写）　※２  　（３）履歴書（写）　※３  （４）役員等が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類（誓約書）　※４  　（５）寄附行為上の手続きを経たことを証する書類　※５  　（６）退任者辞任届（写）  　（７）登記事項証明書　※６ |

※１　参考様式２を参照。

　※２　参考様式３を参照

※３　就任日までの履歴が記されたもの。

　※４　参考様式４を参照。

　※５　理事長が原本証明を行ったものとする。

　※６　理事長または代表業務執行理事の変更の場合のみ添付。

|  |
| --- |
|  |

（注１）理事、監事、評議員の構成に関する要件については、寄附行為の規定に留意すること。

理事　（１）監事、評議員との兼職禁止（私31-3）

（２）設置する学校の校長を含むこと（私31-4-1）

（３）外部理事を含むこと（私31-4-2）

（４）他の２人以上の理事、１人以上の監事又は２人（経過措置期間中は３人）以上の評議員と特別利害関係を有していないこと（私31-6）

（５）他の理事と特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の１／３を超えていないこと（私31-7）等

監事　（６）理事、評議員、職員、子法人の役職員（監事、監査役等を除く）との兼職禁止（私46-2）

（７）他の監事又は２人（経過措置期間中は３人）以上の評議員と特別利害関係を有していないこと（私46-3）等

評議員（８）理事、監事との兼職禁止（私31-3、46-2）

（９）職員を含むこと（私62-3-1）

（10）25歳以上の卒業生（（９）を除く）を含むこと（私62-3-2）

（11）他の２人（経過措置期間中は３人）以上の評議員と特別利害関係を有していないこと（私62-4）

（12）職員である評議員の数は、評議員の総数の１／３を超えていないこと（私625-1）

（13）理事又は理事会が選任した評議員の数は、評議員の総数の１／２を超えていないこと（私62-5-2）

（14）理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人の役職員である評議員の数は、評議員の総数の１／６（経過措置期間中は１／３）を超えていないこと（私62-5-3）等

※特別利害関係：一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係など